

こんな人	申請先（給付等までの機関）	制度名	給付額・条件など
47. 48 マイホームを 購入した人	税務署 （確定申告後、1～2 カ月程度で還付）	住宅借入金等 特別控除	最大40万円×最長13年（税額控除） マイホームをローンで購入した人、年末のローン残高などで控除額が決まる
	すまい給付金事務所 （1. 5～2カ月程度）	すまい給付金	最大50万円 購入した住宅の床面積が50平米以上であることなどが条件、年収775万円以下の人が対象で、額は年収により異なる
49. マイホームを買う 資金が足りない人	税務署 （贈与を受けた翌年に手続き）	住宅取得等資金に 係る贈与税の非課税	最大1500万円まで贈与税非課税 住宅等の取得資金として、父母や祖父母など直系尊属からの贈与を受けた場合、契約締結日などで非課税枠が変わる
50. 災害の影響で ローンが払えなくなった人	借り入れ先の金融機関 （3カ月以上）	被災ローン 減免制度	払いきれないローンの免除 災害救助法が適用される自然災害で、住宅ローン、事業性ローンの返済が滞る人
51. 自宅を改修した人	税務署 （確定申告後、1～2 カ月程度で還付）	住宅特定改修 特別税額控除	最大20万円（税額控除） 省エネなどのリフォームをした人
52. 公営住宅を利用	都道府県の住宅供給公社など （入居開始時から）	特定優良賃貸住宅	世帯の所得に応じた家賃補助など 2人以上の家族世帯であることなど。 所得基準あり（※）

0800-200-5757（無料通話・相談）

相談窓口：子どもSWステーション

098-996-3402（支援員・公的機関）